

社会福祉法人 豊の里
役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人豊の里（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

(報酬)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別紙）を基に、各人の報酬額を評議員会にて決定する。

2 前項に該当しない役員等については、以下の通り報酬を支給する。

・理事	月額	20,000円
・監事	月額	20,000円
・評議員	月額	10,000円

3 役員報酬の支給に関して月半ばの就任及び退任があった場合には、1ヶ月未満の期間について日割り計算は行わず1ヶ月分を支給するものとする。

4 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第 4 条 第3条の役員等については、当月分の報酬を翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した交通費その他の経費については、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

2 この規程により役員報酬を受ける者については、法人が別途定める費用弁償規程の適用は受けないものとする。

(改正)

第 6 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、理事会の承認を経て評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月23日制定、平成29年6月23日より施行する。

別紙

第3条第1項に定める役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 800,000円
2号俸	月額 850,000円
3号俸	月額 900,000円
4号俸	月額 950,000円
5号俸	月額 1,000,000円